

## 東京都教育委員会ソーシャルメディアポリシー

### 1 目的

インターネット環境が拡大し、東日本大震災等を契機にソーシャルメディアが新たな情報発信、情報交換の手段として注目される中、ソーシャルメディアの手軽で身近な特徴が、新たなトラブルや事故をもたらしている。こうしたリスクに対処し、ソーシャルネットメディアを有効かつ適切に利用するため、基本的な考え方や留意事項を明らかにし、必要な基本方針を定める。

### 2 用語の定義

#### (1) ソーシャルメディア

ツイッターやフェイスブックなど、インターネットを利用して利用者が情報を発信又は相互に情報のやりとりを行うことができる情報伝達媒体をいう。

#### (2) ツイッター

ツイッター社が提供するサービスで、インターネットを利用して140字以内の文章を不特定多数に公開できる手段をいう。

#### (3) フェイスブック

フェイスブック社が提供するサービスで、インターネットを利用してあらかじめ利用者登録した者が、日記機能やメッセージ機能を利用し双方向に情報のやりとりを行う情報伝達媒体をいう。

#### (4) アカウント

利用するサービスにログインするための利用権限のことをいう。

#### (5) 成りすまし

他の利用者のふりをして、インターネット上のサービスを利用することをいう。

#### (6) URL

ウェブサイトのアドレスのことをいう。

#### (7) 炎上

投稿した情報に対し批判や苦情が殺到し、收拾が付かなくなる状態をいう。

### 3 ソーシャルメディアポリシーの体系

#### (1) 東京都教育委員会

東京都教育委員会は、当ソーシャルメディアポリシーに基づき、東京都教育委員会ソーシャルメディア事務規程、東京都教育委員会ソーシャルメディア運用マニュアル及び東京都教育委員会ソーシャルメディア利用に関する行動指針を定める。

#### ア 東京都教育委員会ソーシャルメディア事務規程

東京都教育委員会ソーシャルメディアポリシーに基づき、運用に関する事務について定める。

#### イ 東京都教育委員会ソーシャルメディア運用マニュアル

ソーシャルメディアの運用に際して、アカウントの開設や運用方針の策定など具体的な事務手続について定める。

#### ウ 東京都教育委員会ソーシャルメディア利用に関する行動指針

ソーシャルメディアの私的利用について、具体的な行動指針を定める。

#### (2) ソーシャルメディアを利用した情報発信を行う所属

ソーシャルメディアを利用した情報発信を行う所属においては、運用方針を定めるとともに、必要に応じて運用ポリシーを定める。

#### ア 運用方針

ソーシャルメディアの運用開始に当たっては、あらかじめ運用方針を策定し、所属で情報共有する。

#### イ 運用ポリシー

ソーシャルメディアでの情報発信においては、誤解を生じさせないように、導入するソーシャルメディアの種類ごとに、目的や取り扱う情報の内容等を明らかにした運用ポリシーを作成し、ホームページ等に公開する。

### 4 基本原則

ソーシャルメディアを利用する場合の基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 職員として自覚と責任を持った発言を行うこと。
- (2) 地方公務員法その他の関係法令並びに職員の服務及び情報の取扱いに関する規程を遵守すること。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に十分留意すること。
- (4) 発信する情報は、正確に記述し、その内容について誤解を招かないよう留意すること。一度ネットワーク上に公開された情報は完全には削除できないことを理解しておくこと。
- (5) 意図せず、自らが発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合は、誠実に対応するとともに正しく理解されるよう努めること。また、発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し、無用な議論は避けること。
- (6) 職務上知り得た秘密や個人情報の取扱いに十分注意すること。
- (7) 次に掲げる情報発信は、禁止する。

ア 特定の個人や団体等を誹謗中傷する内容

イ 人種、思想、信条、職業等で差別、又は差別を助長する内容

ウ 違法行為、又は違法行為を助長する内容

エ 職員の個人的見解や意見等

オ 職務上知り得た秘密や個人情報

カ 東京都及び第三者の権利を侵害する内容

キ セキュリティを脅かすおそれのある内容

ク 信ぴょう性・信頼性のない情報又は噂や風評等を助長させる内容

ケ 公序良俗に反する内容

コ 施策の意思形成過程の未確定情報等（東京都が積極的に意見等を求める場合を除く。）

サ 職員の身分以外の者に情報発信させること。

シ その他、東京都教育委員会が不適切と判断するもの

### 5 その他

当ソーシャルメディアポリシーに定めのない事項については、東京都教育委員会ソーシャルメディア事務規程等、別に定める。